

(参考) 日本学術会議と米英独仏のアカデミーとの相違点

○ アカデミーが担う活動を踏まえて予算は比較すべき

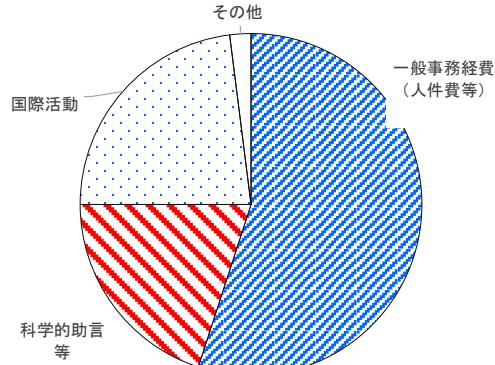
日学の予算は英米に比べるとかなり少額であるが、奨学金や助成金(日本学術会議には無い機能)にどの程度の予算が費やされているかなどを勘案して検討する必要があり、単純比較はできない。カバーしている分野も異なる。

日学の果たすべき機能を明確にしたうえで、その実現に必要な予算を検討するのが筋。

予算規模の比較（模式化）

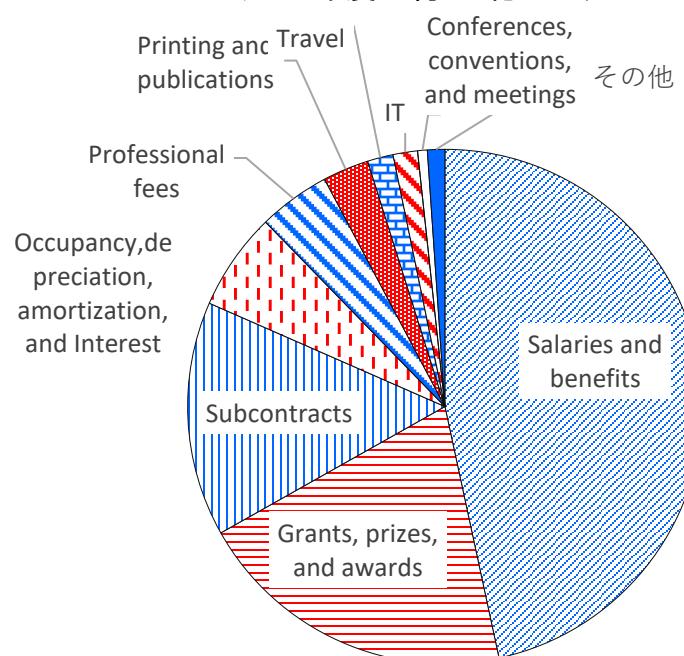


日本学術会議
(2023年度 約9億5000万円)



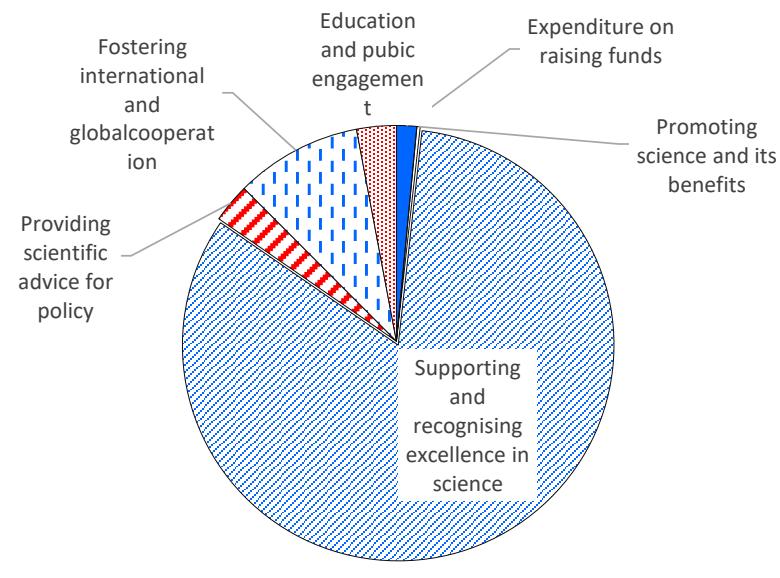
全米アカデミーズ

(2020年度 約3.1億ドル)



英国王立協会

(2020年度 約1.34億ポンド)



(留意点) 米国科学アカデミーと他のアカデミーの相違点

○ 政府からの支出

全米アカデミーズ(科学アカデミー、工学アカデミー、医学アカデミー、研究協議会の連結決算)の収入は、公的資金が1.95億ドル(2022年)を占める。うち上位5機関からの支出が1.34億ドルと、約7割(68.8%)。このように、**巨額の公的資金が調査研究・ワークショップ等のプロジェクト(個別プロジェクトごとの委託契約)に拠出されているのは米国のみ。**

(単位 : 千ドル)

	2018	2019	2020	2021	2022
運輸省	81,079	83,605	76,708	71,499	80,931
保健福祉省	18,383	26,522	20,685	23,517	18,154
国立科学財団	12,607	12,812	12,728	11,723	13,692
海軍省	13,063	13,473	12,958	12,848	11,023
国際開発庁	15,719	16,157	13,244	10,297	10,583
小計	140,851	152,569	136,323	129,884	134,383
総額	207,545	213,489	190,547	174,526	195,391

(備考) 全米アカデミーズの各年版財務報告書より作成。

※本資料は、G7 のナショナル・アカデミーとして日本学術会議が連携する全米科学アカデミー(米国)、英国王立協会(Royal Society)(英国)、レオポルディーナ(ドイツ)、フランス科学アカデミー(フランス)について、「日本学術会議のより良い役割発揮に向けて」(令和 3 年(2021 年)4 月 22 日)において検討し整理をしたナショナル・アカデミーの 5 要件がいかに該当し、いかに 5 要件を充足しているかを、内閣府大臣官房総合政策推進室の依頼に基づき整理したものである。その整理に当たっては、内閣府総合政策推進室が日本学術会議事務局の協力を得て実施した調査結果を基にしている。

ナショナル・アカデミー5 要件

- ①学術的に国を代表する機関としての地位
 - i)内外に対する代表機関であることの明記
 - ii)国際学術団体への加入
- ②公的資格の付与
 - i)組織に対する公的機能の付与
 - ii)組織の構成員の選出に関する規定
- ③国家財政支出による安定した財政基盤
- ④活動面での政府からの独立
 - i)職務遂行に当たっての独立
 - ii)内部管理の独立
 - iii)内部規則制定権
- ⑤会員選考の自主性・独立性
 - i)会員の選考に当たっての自主性・独立性
 - ii)会長の選考に当たっての自主性・独立性

【全米科学アカデミー(米国)】

- 1863 年の議会令で、全米科学アカデミーが科学に関する政府の要請に応える義務が規定されている上、1993 年の大統領令で、全米科学アカデミーの機能として内外での様々な科学活動の促進を規定していることから、要件①(代表機関)を満たす。
- 1863 年の議会令で、全米科学アカデミーが科学に関する政府の要請に応える義務を規定している上、会員の公的性格については、1863 年の議会令で発足時の会員とそれ以降に選出される会員が全米科学アカデミーを構成することを規定していることから、要件②(公的資格)を満たす。
- 連邦政府からの委託研究・調査等による公的資金(年平均 2.1 億ドル程度)が総収入の 5~8 割(注)を占め、総支出の 6 割を安定的に占めていることから、要件③(国家財政支出による安定した財政基盤)を満たす。(注)投資収入額が年度毎に大幅増減するため

公的資金比率が大幅に変動する

- 全米科学アカデミーの科学者の行動規範(2018年12月総会承認)において、独立した科学的助言活動を規定しており、要件④(活動面での政府からの独立)を満たす。ホームページにおいても、Core valueとして Independence, Objectivity, Rigor, Integrity, Inclusivity, Truthを掲げる。
- 1863年の議会令で、全米科学アカデミーは自身の定める規則により会員の選出をする権限を有することを規定しているため、要件⑤(会員選考の自主性・独立性)を満たす。

【英国王立協会(Royal Society)(英国)】

- 英国王立協会は、国王の特権(主権)により、1662年の王室勅許に基づき設立され、さらに2012年にも王室勅許が与えられていることから、英國科学界を代表するという表現を可能とする法的な地位が担保されており、要件①(代表機関)を満たす。
- 同協会は、国王の特権(主権)により、1662年の王室勅許により設立され、さらに2012年にも王室勅許が与えられていることから、会員が公益に資する活動を期待されていることは明らかであり、要件②(公的資格)を満たす。
- 王室勅許は永続性を認められた公益団体に対し与えられること、また政府機関からのグランツによる公的資金額は増加傾向にあり、総収入に占める公的資金割合は概ね7~8割を占めていることから、要件③(国家財政支出による安定した財政基盤)を満たす(直近の2020年度は収入約1.3億ポンド(約199億9,000万円)のうち約85%が国からの公的資金)。
- 同協会は、政府機関ではない(登録チャリティ)である。ホームページの Mission and prioritiesにおいて独立性が明記されている。また、評議会が策定する業務計画に政府は口出ししないとされ、科学的助言に関する政府のスタンスを示す英國政府科学局のガイドライン等の記述からも、要件④(活動面での政府からの独立)を満たすことは、ほぼ自明の事がらとなっているように見える。
- 同協会は、政府機関ではなく、公益団体として登録されており、自身の定める定款(Statutes of the Royal Society)に沿って現会員が投票・選出することから、要件⑤(会員選考の自主性・独立性)を満たす。

【レオポルディーナ(ドイツ)】

- 2008年2月18日付け連邦政府及び州政府の大蔵官僚等からなる合同科学会議決議に基づき、2008年7月14日にドイツ・ナショナル科学アカデミー・レオポルディーナがナショナル科学アカデミーに認定されていること、及び同決議に基づくレオポルディーナ定款に、「レオポルディーナは国際コミュニティにおけるドイツの科学者の代表である役割を公的に引き受ける」と規定されていることから、要件①(代表機関)を満たす。
- 同決議に基づくレオポルディーナの定款によると、その使命は「国内外での科学協力の振興」とされ、非営利目的の活動が規定されていること、また、レオポルディーナの会員選考規約に、「科学者の選考は、その会員によってドイツ・ナショナル科学アカデミーがその定められた責務をいかなるときでも果たすことを確認することを意図したものである」と規定しており、要件②(公的資格)を満たす。
- 収入に占める公的資金は概ね9割であり、その大半が連邦政府・州政府からの制度的

資金であることから、要件③(国家財政支出による安定した財政基盤)を満たす。

- 科学的助言作成に関するガイドラインで政府等からの独立が掲げられているなど、要件④(活動面での政府からの独立)を満たす。
- レオポルディーナの定款に、自身の定める規則により会員の選出をすることを規定していることから、要件⑤(会員選考の自主性・独立性)を満たす。

【フランス科学アカデミー(フランス)】

- 2003年1月31日付の共和国大統領令で承認された定款(Statuts)第1条に「フランス科学アカデミーは、最も卓越したフランスの科学者と外国人科学者の中から選ばれた研究者を集めたもの」とされており、また、同第4条に「国際科学会議(I.C.S.U.)にフランス代表として参加する」などとされていることから、要件①(代表機関)を満たす。
- 上記定款第2条において、「科学の発展に関する社会的問題を研究し、場合によっては他のアカデミーの協力を得て、勧告を策定する」など、アカデミーの5つの使命が規定されていることに加え、第26条に(会員選挙の)全ての選挙の結果は、承認のために共和国大統領に提案されることが規定されており、その結果は官報に掲載されることから、要件②を満たす。
- 同アカデミーの収入は基金、公的資金(国家予算、省庁からの補助金)、家賃・小作料などで構成され、教育・研究省からの補助金は収入の1/3以下を占めている。日本学術会議が行っているようないわゆるアカデミーの活動(提言活動や国際活動)について、事務局の公務員の人事費や会員手当、国際学術団体の分担金などは公的資金から賄われており、公的資金は安定的に推移しているため、要件③(国家財政支出による安定した財政基盤)を満たしている。
- 同アカデミーは、特殊公的法人であり、上記定款第2条において「独立し、永続的なフランス科学アカデミーは、科学を促進し、科学とその応用の進歩に貢献する」とその独立性が明記されているため、要件④(活動面での政府からの独立)を満たす。
- 上記定款に会員の選出は会員間で行うことが規定されているため、要件⑤(会員選考の自主性・独立性)を満たす。

各国アカデミーについて

内閣府総合政策推進室
2023年2月

	日本	米国	英国	ドイツ	フランス
名称	日本学術会議	全米科学アカデミー [National Academy of Sciences (NAS)]	英國王立協会 [Royal Society]	ドイツ科学アカデミー・レオポルディーナ [Nationale Akademie der Wissenschaften Leopoldina]	フランス科学アカデミー [Académie des sciences]
設立年	1949年（日本学術会議法）	1863年（An Act to Incorporate the National Academy of Sciences）	1660年（1662年国王の勅許（Royal Charter））	1652年（2008年連邦政府・州政府の合同科学会議決議によりナショナル科学アカデミーに認定）	1666年（1699年、ルイ14世の庇護によりロイヤル科学アカデミーとして認知）
組織形態	政府機関	非営利・非政府組織	公益団体（自治機関として登録されている慈善団体）	非営利組織	特殊公的法人（5アカデミーからなるフランス学士院の一機関） 会則は大統領令（décrets）により承認（approbation）
カバーする学問分野	会員は、第1部（人文科学）、第2部（生命科学）、第3部（理学及び工学）のいずれかに所属	会員は、「物理学・数学」、「生物学」、「工学・応用科学」、「生物医学」、「行動・社会科学」、「応用生物学・農学・環境学」のいずれかの部門に所属 ※「行動・社会科学」部門は人文・社会科学として人類学、心理学・認知科学、社会・政治科学、経済学などを含む ※人文社会科学は主に社会科学研究会議が担う	会員は、「コンピュータサイエンス」、「数学」、「天文学と物理学」、「化学」、「工学」、「地球と環境科学」、「生化学・分子細胞生物学」、「微生物学、免疫学及び発生生物学」、「解剖学、生理学及び神経科学」、「有機生物学、進化・生態学」、「健康と人間の科学」のいずれかの分野に所属。重複あり ※人文社会科学は主にブリティッシュ・アカデミーが担う	会員は、「数学・自然科学・工学」、「ライフサイエンス」、「医学」、「人文科学・社会及び行動科学」のいずれかの部門に所属	会員は、数理科学部門（「数学」、「物理学」、「機械・情報科学」、「宇宙の科学」セクション）、自然科学部門（「化学」、「分子・細胞・ゲノム生物学」、「統合生物学」、「人間生物学・医学」セクション）のいずれかのセクションに所属。科学の応用のインターフェースもあり ※人文社会科学はフランス学士院を構成する倫理・政治学アカデミー等が担う
会員は終身／任期	任期あり（6年） 定年70歳、再任不可 3年毎に半数改選（総数は210名）	終身 ※新たに選出される会員数は、2019年は100名以内、2020年以降は毎年120名以内との規定がある ※年会費は300\$又は一括払い5000\$	終身 ※毎年最大52名の会員を選出することができる ※年会費は280€（～65歳）、124€（66～84歳）、なし（85歳以上）	終身（ただし、会員は75歳に達すると当該会員の地位が空席となり、他の者に割り当てることができるが、当該会員の権利に変更はない旨の規定あり）	終身（ただし、毎年1月1日現在の75歳未満の会員の人数が基準定数を構成する。この定数は250人を上限とする旨の規定あり） ※選考は通常2～3年毎に行う ※報酬 年間5152€（2019年）
会員の任命権者	内閣総理大臣 (会員が選考し、日本学術会議が候補者を推薦)	会員による投票により選出	会員による投票により選出	会員による投票※により選出 ※拡大幹事会（第三読会）における投票	会員による投票による選出者を大統領が承認（approbation）
会員選出後の手続		選出された候補者が会員資格を受諾次第、役員の署名したディプロマ（会員認定証）が発行される	選出された候補者は王立協会の定める責務に従うことと宣誓する署名をし、それを受けて会長が入会を承認	会長が選出された候補者に書面で通知し、候補者が書面で同意することで会員選出プロセスは完了	
会員数	会員 外国人会員	210名（定員） — ※会員は特別職の国家公務員。優れた研究・業績を有する外国人の協力を得るため、会長が外国人アドバイ	2461名（2022年4月時点） 511名（2022年4月時点）	1531名（2022年4月時点） 188名（2022年4月時点）	1649名（2022年6月時点） 会員と外国人会員の区別はない（外国人は会員全体の約3割） 276名（2022年4月時点） 112名（associés étrangers）（2022年4月時点）

		日本	米国	英国	ドイツ	フランス
	ザーを委嘱しているほか、外国人研究者が小委員会の審議に参画					
	名誉会員 11名（栄誉会員）	76名（2022年4月時点）	11名（2022年4月時点）	1名（会員の中から選ばれる）（2023年1月時点）	—	
	その他 約1900名（連携会員） 任命時点で70歳以上であれば当該任期限り。2回まで再任可	—	5名（Royal Fellow 4名、その他1名）（2022年4月時点）	—	64名（通信会員、Membres correspondants）（2022年4月時点）	
複数段階の投票、優先順位付けの実施等	(参考) ・会長、副会長、各部役員等で構成する選考委員会で候補者を選考し、幹事会に提出。総会の承認を経て会員候補者として確定し、内閣総理大臣に推薦 ・選考委員会における候補者選考に当たっては、選考委員会の下に各部に対応する3つの分科会を設け、各部ごとに候補者を絞り込み *分野別委員会30 会員数3~18人（平均7人） ・分野横断的学問領域等からの会員候補者の選考のため、選考委員会が直接選考を行う「選考委員会枠」を設定	会員の推薦する候補者について、各セクションでの検討・投票による候補者の特定、各部門における検討・投票による優先順位リストの作成を経て、会員による優先順位投票の後、年次総会での投票により選出 (参考) 会長等の役員や評議会の構成員の選考に関し、現職の役員や評議会構成員以外の会員で構成される指名委員会が会長候補者の検討・推薦、会長以外の役員や評議会構成員の候補者リストの取りまとめ（候補者リストに記載する者は会員から推薦された者に限る必要はない旨の規定がある）等を行っている	会員の推薦する候補者について、関係する部門別委員会において検討・投票を行い候補者リストを作成した上で、理事会が最終候補者リストを投票により作成。その後、会員の投票により選出	会員の推薦する候補者について、各セクションでの投票（第一読会）、各部門での投票（第二読会）を経て優先順位が決定され、拡大幹事会（第三読会）で投票・選出	会員の推薦する候補者について、各セクションにつき置かれる順列委員会において、第1位及び第2位の候補が決定。その後、秘密会（非公開の総会）での投票により選出	
会員の選考における会員以外の者からの意見聴取	・選考の基本的な考え方等を定める選考方針の策定に当たり、案を示して、協力学術研究団体、大学関係組織、経済団体、政策関係機関（府省庁を除く）等から意見を聴取 ・会員の選考に当たって、上記団体に候補者の情報提供を依頼	規定なし	会員の選考に当たって、会長が各大学の Vice Chancellor や Research Council の議長及び最高責任者に対して候補者の推薦を奨励することができる	第一読会及び第三読会における候補者の検討に際し、幹事会メンバー又は幹事会は必要に応じて会員以外の専門家の助言を求めるができる旨の規定がある	規定なし	
科学的助言を行う根拠	日本学術会議法第4条（政府からの諮詢）、第5条（学術会議による勧告）、日本学術会議会則第2条（意思の表出）	An Act to Incorporate the National Academy of Sciences (1863年制定) 第3条（NASは政府のいかなる部局の要請に対していつでも、科学的又は学術的課題に関する調査、検討、実験、報告を行わねばならない）	規定なし	2008年連邦政府・州政府の合同科学会議決議（本決議により、政策提言の分野でナショナル・アカデミーの任務を担うこととされた）に基づき、定款第2条に科学的助言の任務を規定	会則（大統領令 (décrets) により承認）第3条（科学アカデミーは、国内又は国際的な問題についての勧告 (recommendations)、要望 (voeux) 又は提案 (suggestions) を提出）	
科学的助言等の件数（実績）	111件（第24期：2017年10月～2020年9月）	・235件（2021年）(NASEMのConsensus Study Report、Proceedings等の件数)	Consultation response 16、Letter 7、Report 11、Statement 4他	34件（2021年） (National Recommendations 13、	13件（2021年）	

	日本	米国	英国	ドイツ	フランス
	(回答3、提言85、報告23)	※政府機関等からの依頼以外に民間からの依頼に応じた調査研究も実施 ※外部から委託を受けずに自発的に調査研究を実施するケースもある	(2021年) ※政府からの依頼は全体のごくわずかであるが、科学的助言を行う際には、政府の各部門と定期的に対話を行っている	Discussions 3、Alliance Statements 11、International Academy Networks 6、International Publications 1) ※基本的に政府から依頼された業務を行うことはない	※ここ数年、政府からの依頼は殆どなく、大部分は自発的に選んだ課題についてなされたもの
アカデミーとしての機能	提言・助言 国際連携	提言・助言 調査・研究 奨学金・助成金 栄誉・顕彰	提言・助言 奨学金・助成金 国際連携 顕彰	提言・助言 調査・研究（研究は科学史のみ） 奨学金・助成金 栄誉・顕彰	提言・助言 調査・研究（提言のため） 奨学金・助成金 栄誉・顕彰
業務計画	・活動全体を通じた業務計画・方針は策定されていない（国際活動については、期をまたいだ中期戦略（2022.4-2026.9）を初めて策定）	NRCが戦略計画（2020-2025）を初めて策定	・評議会が戦略計画（2017-2022）を策定 ・委員会、WGが年次計画を策定	・年間事業計画及び部局における個別の戦略計画を策定	・年間活動計画を策定
外部評価	・内閣府の組織として政策評価、行政事業レビュー、会計検査等の対象 ・外部評価有識者（6名）による外部評価を毎年度実施。外部評価書は総会に報告・公表。指摘事項に対する取組状況を年1回取りまとめて公表	会計監査あり	・アカデミー内の監査委員会による監査を行う ・毎年外部会計監査を受けるほか、登録慈善団体として毎年チャリティーコミッショナーに年次報告書を提出	毎年の連邦教育研究省及び監査法人による監査のほか、連邦会計検査院による不定期の監査	通常5年ごとの会計検査院による会計検査
年間収入と支出	(2022年度) 約9億5000万円 ・うち一般事務経費（事務局職員の人物費等）55%、科学的助言等に関する経費20%、国際活動に関する経費23% ・審議依頼等があった場合、既定経費で対応	【NAS、NAE、NAM、NRCの連結決算】 (注) (2020年) 約4.31億ドル（約578億円） ・うち公的資金は約4.5割（調査研究、ワークショップ等） ・過去5年間の公的資金は約1.9～2.2億ドル／年で推移（投資収入の増減により公的資金割合は約4.5割～7.5割で変動） ・政府と個別プロジェクトごとに委託契約を締結。受託に当たって、原則、他の組織と競争することはない ・基盤的経費に対する政府からの資金提供はない ・総支出の8割程度が研究、ワークショップ、フェローシップ・プログラム運営等 ※1ドル=134.22円（2022.6.9）	(2020-2021年度) 約1.34億ポンド（約225億円） ・うち公的資金は約8.5割（大部分は助成金プログラム運営に充当） ・過去5年間の公的資金は毎年増加（公的資金割合は約7割から8.5割に増加） ・総支出に占める科学的助言の提供、普及啓発等に係る支出の割合は約6%（850万ポンド≈14.3億円） ・提言活動の大部分は協会自身の資金で賄うが、政府から資金を得ることもある ※1ポンド=168.31円（2022.6.9）	(2020年) 約1589万ユーロ（約22.9億円） - うち、1324万ユーロ（約19.1億円）が公的資金。うち1204万ユーロが「連邦政府80%+州政府20%」の枠組みによる公的資金 - この他、265万ユーロ（約3.8億円）の公的資金を含む第三者からのプロジェクト資金収入がある ・収入に占める公的資金割合は、過去3年間で概ね9割（公的資金は約1400万～約1500万ユーロで推移） ・政策提言は100%公的資金で賄われる ※1ユーロ=143.91円（2022.6.9）	(2019年) 約625万ユーロ（約9.0億円） ・うち公的資金（使途の縛りなし）は1/3未満 ・仮に政府の依頼に応じた科学的助言を行う場合の費用は、全て公的資金（使途の縛りなし）で賄われる ※1ユーロ=143.91円（2022.6.9）
事務局体制（職員数）	50名（定員2022年度）	【NASEM職員数】1115名（博士号取得者212名）	223名（2021年3月時点）	110名（博士号取得者31名）	38名（うち約半数は公務員）（2019年12月時点）

（注）全米アカデミーズ（NASEM）は全米科学アカデミー（NAS）、全米工学アカデミー（NAE）、全米医学アカデミー（NAM）で構成。なお、全米研究評議会（NRC）はNASのガバナンス下にある。

※ 米国、英国、ドイツ、フランスの各国アカデミーについて、内閣府総合政策推進室が日本学術会議事務局の協力を得て調査を実施した。この調査は、ホームページ等公開情報の調査並びに各国行政機関及び各国アカデミーに対する質問を行ったものである。各国アカデミーへは内閣府総合政策推進室が作成した質問票を日本学術会議事務局から送付した。また、各国行政機関へは、各国の在外公館が照会した。公開情報の調査は2022年2月から8月に行なったものであり、各国行政機関及び各国アカデミーに対する質問への回答は、同年5月から7月に受領したものである。

※ この調査は、内閣府総合政策推進室が取りまとめ、事実関係についての確認を日本学術会議事務局から得たものである。